

論文えんしゅう講義100 ガイダンス

論文は突き詰めると 規範定立で合否が決まる

【刑法編】

辰巳専任講師・弁護士

宍戸 博幸 先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

一 目 次 一

- NEWえんしゅう本6刑事系刑法
「18共同正犯と正当防衛」…………… 1

- 平成29年司法試験論文式試験問題
刑事系科目 第1問（刑法）…………… 11

18 共同正犯と正当防衛

甲は、Aに電話で罵倒されたため憤激し、A方に赴けば必ずけんかになるだろうと思いながら、この機会にAを痛めつけようと考え、こん棒を用意するとともに、友人の乙に、こん棒を持っていることは隠し、これからA方に話合いに行くが、けんかになったら加勢してほしいと依頼した。乙は、気が進まなかったが、けんかの加勢くらいはしてやろうと考えてこれを承諾し、一緒にA方に行った。甲は、Aを呼んでも出てこないで裏口に回り、乙は、玄関先で待っていたところ、出てきたAが乙を甲と取り違え、いきなり乙に鉄棒で殴り掛かってきた。そこで、乙は、Aの攻撃を防ぐため、玄関先にあったコンクリート片をAに向かって投げたところ、コンクリート片はAの顔に当たり、顔面擦過傷を負わせ、さらに、Aの背後にいたBの頭にも当たり、頭部打撲傷を負わせた。なお、コンクリート片を投げたとき、乙はBがいることを認識していなかった。

甲及び乙の罪責を論ぜよ（ただし、特別法違反の点は除く。）。

【旧司平成14年度・第1問】

■ 答案構成例

第1 乙のAに対する罪責

1 コンクリート片をAに向かって投げた行為

Aの身体に対する有形力の行使によって、顔面擦過傷という、人の生理的機能を害する結果を発生させたため、「人の身体を傷害した」（204条）といえる。

↓よって

傷害罪の構成要件に該当する。

2 もっとも、正当防衛（36条1項）が成立し、違法性が阻却されないか。

(1) 「急迫不正の侵害」とは、違法な法益侵害の危険が現に存在するか、切迫していることをいう。

↓

乙に対してAが鉄棒で殴りかかっているところ、暴行ないし傷害という違法行為により乙の生命、身体の安全という法益に対する危険が切迫しているといえる。

↓よって

「急迫不正の侵害」があるといえる。

(2) 「防衛するため」とは、防衛の意思が存在することをいう。防衛の意思の内容は、急迫不正の侵害を認識しつつ、これを避けようとする単純な心理状態をいう。

↓

乙は、Aの攻撃を防ぐため、という防衛目的を持って傷害行為に出た。

↓したがって

急迫不正の侵害を認識しつつ、これを避けようとする単純な心理状態であったといえ、防衛の意思があり、「防衛するため」といえる。

(3) 「やむを得ずにした行為」とは、防衛手段が必要最小限度であることをいう。

↓たしかに

乙が行ったコンクリート片の投げつけ行為は、当たり所によっては人の死の結果を招き得るほどに強度のもので

あったといえる。

↓しかし一方で

Aによる鉄棒での攻撃もまた、急所に当たれば人の生命身体という重大な法益を侵害するおそれのある行為であった。

↓そして

甲による事前の電話の状況からすると、A方に向かえば必ず喧嘩になるような状況である。

↓そうすると

乙を甲と取り違えたAによる攻撃は苛烈なものとなり継続することが予想される。

↓

このような状況下では、乙は自己の生命身体を守るべく単に逃げるのみではなく、武器を用いた積極的な反撃行為にでる必要性があったといえる。

↓以上から

乙の採った防衛手段は、本件状況下においては、必要最小限度の防衛行為であったといえ、「やむを得ずにした行為」といえる。

- (4) このように正当防衛が成立するため、違法性が阻却され、乙のAに対する行為に犯罪は成立しない。

第2 乙のBに対する罪責

- 1 乙の投げたコンクリート片がBの頭部に当たり、頭部打撲傷を負わせているため、有形力の行使によって人の生理的機能を害する結果を発生させたといえ、「人の身体を傷害した」といえる。

↓したがって

傷害罪の客観的構成要件に該当する。

- 2 もっとも、乙はコンクリート片を投げたとき、背後にいるBを認識していなかった。この場合、Bに対する有形力の行使につき故意（38条1項本文）が認められず、犯罪は成立しないのではないのか。

↓

故意責任の本質は、規範に直面して反対動機が形成可能で

問題となる事実はいねいに評価する

故意責任の本質から論じる

あるにもかかわらずあえて実行行為に及んだことに対する非難にある。

↓そうすると

予期していない客体についても構成要件の結果が発生した、いわゆる方法の錯誤の場合であっても、当該犯罪を行うという点についての認識、認容がある以上、規範に直面しており、故意責任を問うるといえる。

↓したがって

この場合も故意が認められると解する。

↓

なお、当該犯罪を行うことにつき認識、認容があれば故意が認められるというように故意を抽象化する以上、1つの行為につき2つの故意犯が成立することに問題はない。このように解しても、観念的競合（54条1項前段）として科刑上一罪の処理がなされるため、不当に刑が重くなることもない。

↓本件でも

乙はAに対して有形力を行使するという犯罪事実の認識、認容があるため、Bに対する有形力の行使についても故意が認められることになる。

↓よって

乙の行為はBに対しても傷害罪の構成要件に該当する。

3 もっとも、正当防衛（36条1項）が成立し、違法性が阻却されないか。

↓この点

Bは乙に対して何ら違法な法益侵害を行っていない。

↓よって

「急迫不正の侵害」がなく、正当防衛は成立しない。

↓では

緊急避難（37条1項前段）が成立しないか。

(1) 乙はAによる鉄棒での暴行に見舞われているため、「現在の危難」があるといえる。

(2) 「避けるため」とは、避難の意思をいい、防衛の意思は避難の意思を包摂する。

↓よって

前述のように、防衛の意思を有する乙には避難の意思も認められる。

- (3) 緊急避難の場合、「やむを得ずにした行為」は危難行為の回避のためより侵害性の低い行為が存在しないことをいう。

↓

本件のようにAによる侵害が苛烈かつ継続的なものとなることが予想される状況では、単に逃走するのみでは乙が生命身体の利益を防衛するには不十分であり、積極的な反撃行為に出る他には危難行為の回避ができないといえる。

↓よって

「やむを得ずにした行為」といえる。

- (4) 生じた害はBの傷害、避けようとした害は乙の生命身体への危害であり、均衡している。

↓よって

「生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合」といえ、緊急避難が成立し、違法性が阻却される。

↓

よって、乙のBに対する行為に犯罪は成立しない。

第3 甲のAに対する罪責

- 1 甲について、傷害罪の共同正犯が成立するか、甲は実行行為を行っていないため問題となる。

↓

共同正犯の処罰根拠は、相互利用補充関係の下、特定の犯罪を実現する点にある。

↓そして

実行行為を行っていない者であっても、①共謀および②それに基づく実行行為があれば、処罰根拠が妥当するため、共同正犯が成立しうると解する。

↓

甲は乙に対し、この機会にAを痛めつけようという自らの利益の実現を企図してけんかに加勢してほしいと自らもかけ、これに対し、乙は応じている。

事実の評価

共同正犯の処罰根拠から論じる

↓そして

けんかにより相手を傷害することは織り込み済みであるため、甲と乙の間に傷害罪についての犯罪遂行の合意があるといえ、共謀があるといえる(①)。

↓

これに基づいて乙は傷害の実行行為に出た(②)ため、甲は傷害罪の共同正犯の構成要件に該当する。

2 もっとも、共犯者乙に正当防衛が成立するため、甲についても違法の連帯性の観点から違法性が阻却されないか。

↓この点につき

いわゆる積極的加害意思等の主観的要件の判断については、たとえ共犯者間であっても個別に判断されるべきである。

↓

本件で甲は乙に黙って棍棒を持ち出し、この機会にAを痛めつけるという積極的加害意思を有していた。このような積極的加害意思のある者には緊急行為としての正当防衛を認める前提条件に欠ける。

↓よって

「急迫」性が否定され、甲には正当防衛が成立しない。

↓

以上より、甲に正当防衛は成立せず、傷害罪の共同正犯が成立する。

事実の評価

最決昭52.7.21
百選I 23 事件参照

第4 甲のBに対する罪責

Bに対する傷害についても、甲の行為は共同正犯の構成要件に該当する。

↓もっとも

実行行為者乙に緊急避難が成立するため、違法の連帯の観点から甲も違法性が阻却されないかが問題となる。

↓しかし

緊急避難の場合であっても、積極的加害意思といった主観的要件は共犯者間でも個別に判断される。そうすると、積極的加害意思を有する甲には「現在の危難」が認められない。

↓以上より

甲に緊急避難は成立せず，傷害罪の共同正犯が成立する。

第5 罪数

乙について犯罪は成立せず，甲についてAに対する傷害罪とBに対する傷害罪が成立し，観念的競合となる。

以上

●本問における重要ポイント●

1 具体的事実の錯誤

行為者が認識した事実と現実に発生した事実が共に同じ構成要件に該当する事実である場合を**具体的事実の錯誤**という。錯誤の中でも、行為者が狙った客体に法益侵害結果を発生させたが行為者が思っていた客体でなかった場合を**客体の錯誤**といい、行為者が狙った客体とは別の客体に法益侵害結果を発生させた場合を**方法の錯誤**という。本問は乙がAを狙ったところ、予期しないBにも傷害という法益侵害結果を発生させており、具体的事実の錯誤で方法の錯誤の事例である。

では、具体的事実の錯誤がある場合に、故意犯を認めることができるか、どのように判断すればよいか。これについて、判例（最判昭 53. 7. 28, 百選 I 42 事件）・通説は、法定的符合説を採用している。法定的符合説とは、認識していた事実と現実に発生した事実が構成要件的評価として符合する限度で発生した事実について故意犯が認められるという考えである。これを本問の事例に則して考えると、乙はAに対して傷害を負わせる認識は有していたが、Bに対する法益侵害の認識はなかった。もっとも、乙の行為によりAにもBにも傷害結果を発生させており、これら2つの結果は共に傷害罪という同一の構成要件的評価がされる事実である。そのため、法定的符合説からすれば、Bとの関係でも故意は認められることになる。

法定的符合説に対しては認識していない者に対する行為に故意犯を認めるのは責任主義に反するとの批判もある。本問のような併発事例では乙の1つの行為によって2つの故意犯を認めることになるが（**数故意犯説**をとることを前提とする）、1個の故意から2個の故意犯を認めることが責任主義に反するという批判がある。これに対して、数故意犯説は、行為者が1つの故意しかないのに複数の故意犯を認めることになるが、1つの故意しかなかったことは責任の問題で量刑において考慮するとし、54条1項前段の観念的競合として扱うことになると主張している。

2 防衛行為と第三者

本問のように行為者（乙）が正当防衛を行った際、第三者（B）にも影響が及んだ場合に第三者との関係でどのように処理をすればよいのであろうか。このような場合大きく3つの考え方が存在し、①**正当防衛の問題**として処理、②**緊急避難の問題**として処理、③**誤想防衛の問題**として処理がある。

①の考え方は、行為者の実行行為は直接第三者に向けられたものではなく、相

手方（本問であればA）に向けられたものであるから、それとの関係で違法性の有無を検討すべきであるとの根拠に基づくものである。しかし、この説には正当防衛は不正の侵害者に対する防衛であるから正当化されるのであって、付随しているといえども第三者の正当な法益の侵害を正当防衛として考えることは妥当でないとの批判がある。

②の考え方は、上述のように行為者は第三者の正当な法益を侵害しているのであるから、緊急避難として考えるべきであるという理由である。この場合には、具体的事例のもとで、「現在の危難」を避難行為で防衛できたのか、法益均衡の原則や補充性の原則が認められるかを検討することになる。もっとも、緊急避難を認める見解には緊急避難では行為者が危難を受けるか第三者の法益を侵害するかの二択の関係であるが、正当防衛と同時に第三者の法益を侵害する場合、行為者と第三者の間に上記の関係を認めることができない（つまり、行為者からすれば第三者の法益侵害をしなければ自己の危難を免れ得ないという関係になく、利益衝突の状況にない）との批判がある。

③の考え方は行為者自身は、自己の行為を正当防衛であると認識しているため、故意非難を向ける主観的事情が存在しないから、誤想防衛として故意責任を否定するという考えである。この考え方を採用した場合、第三者との関係では過失犯を検討する余地があるが、第三者の法益を侵害しないことを期待することが不可能であれば責任は阻却されることになる。しかし、この考え方には緊急避難説から防衛効果がなくても正当防衛を認める以上、避難効果がなくても事前的に法益を保護する可能性があったのであるから緊急避難を認めても良いとの批判がある。

判例（大阪高判平 14. 9. 4，百選 I 28 事件）は、

「被告人が主観的には正当防衛だと認識して行為している以上、B（第三者）に本件車両を衝突させ轢過してしまった行為については、故意非難を向け得る主観的事情は存在しないというべきであるから、いわゆる誤想防衛の一種として、過失責任を問い得ることは格別、故意責任を肯定することはできない」

として、誤想防衛の一種として処理している。

3 共同正犯と違法性阻却事由

共同正犯者のうち、特定の者にのみ違法性阻却事由が存在する場合、残余者についてはどのように判断すればよいであろうか。責任阻却事由については、個別に判断されることに争いはないが、違法性阻却事由については個別に判断すべきかについては争いがある。

この問題については、「違法は連带的に、責任は個別的に」という伝統的な原

則からすれば、共犯者における違法性の判断は同一になされることになる。では、違法性を相対的に考えることは可能であるか。学説では、行為無価値論に立脚すれば、違法の相対性は認められると考えられている。人的違法要素とりわけ正当防衛における「防衛の意思」といった主観的違法要素は行為者ごとの要素であるから、主観的違法要素についてはこの要素を満たす者と満たさない者で違法性の評価に相違が生じることはありうるといえる。もっとも、学説においては、客観的要件である「急迫性」等の要件も個別的に判断すべきであるとの考え方もあり、議論が固まっている部分ではないので自説から説得的に論じることが重要であると思われる。

違法の相対性が問題になった判例（最決平4.6.5，百選I88事件）は、電話で喧嘩になった被告人はPに包丁を持たせてAの店に向かい、同所でいきなりAから暴行を受けたPが自己の生命身体を防衛する意思で包丁をAの右胸部に突き刺しAを死亡させたという事案で、Pには過剰防衛が成立するということを前提としたうえで、

「共同正犯が成立する場合における過剰防衛の成否は、共同正犯者の各人につきそれぞれその要件を満たすかどうかを検討して決するべきものであって、共同正犯者の一人について過剰防衛が成立したとしても、その結果当然に他の共同正犯者についても過剰防衛が成立することになるものではない」

と判示した。そして、積極的加害意思を有していた被告人については急迫性の要件が欠けるとして過剰防衛の成立を否定している。この判例の解釈としては、共同正犯者間における正当防衛（過剰防衛も含む）の成否の判断は個別に判断することになるというのが一般的である。

【法務省公表の出題趣旨】

本問は、共犯者相互間において正当防衛の成否に関する事情が異なる点が問題となり、事実の錯誤に関する論点をも伴う事案を題材にして、これらに関する各論点についての理解度を問うのみならず、各論点相互の関連性を踏まえて、整合的に論述し得る論理的思考力を問うことを意図したものである。

論文式試験問題集 [刑事系科目第 1 問]

【刑事系科目】

【第1問】（配点：100）

以下の事例に基づき、甲及び乙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（建造物侵入罪及び証拠隠滅罪並びに特別法違反の点は除く。）。

- 1 会社員甲（28歳、男性、身長165センチメートル、体重70キログラム）は、毎月25日、勤務先から給料23万円を支給されていたが、預貯金はなかった。甲は、某年8月25日に支給された給料の大半を遊興に費消したため、9月10日には、手持ちの金がほとんどなくなってしまった。
- 2 甲は、9月12日午後1時、自宅近くのショッピングモール内にある時計店で、以前から欲しかった限定品の腕時計X（販売価格10万円）が、1個だけ販売されているのを見つけた。甲は、手持ちの金がなかったため、勤務先会社の同僚A（28歳、男性、身長170センチメートル、体重65キログラム）から金を借りて腕時計Xを購入しようと考えた。甲は、同日午後1時5分、同時計店内でAに電話をかけ、「腕時計Xを買いたいので10万円貸してほしい。」と頼んだところ、Aからは金がないと言われて断られた。しかし、甲は、どうしても腕時計Xが欲しかったため、引き続きAに対して、「クレジットカードを貸してくれないか。そのクレジットカードで腕時計Xを買いたい。使った分の金は9月25日の給料で支払うし、腕時計Xを買うほかには絶対使わない。」と頼んだ。Aは、甲の言うことを信じ、甲に対して、B信販会社が発行したA名義のクレジットカード（以下「本件クレジットカード」という。）を腕時計Xを購入するためだけに利用することを条件として貸すことにした。なお、本件クレジットカードは、B信販会社が所有するものであり、B信販会社の規約には、会員である名義人のみが利用でき、他人への譲渡、貸与等が禁じられていることや、加盟店は、利用者が会員本人であることを善良な管理者の注意義務をもって確認することが定められている。
- 3 同日午後2時、甲は、Aと会って本件クレジットカードを受け取り、同日午後3時、前記時計店に戻った。甲は、同時計店に戻った後に新たに見つけた腕時計Y（販売価格50万円）を、交際相手へプレゼントするために購入したいと考えた。甲は、本件クレジットカードを腕時計Xを購入するためだけに利用するというAとの約束に反すること、今後、Aに合計60万円を支払うことができる確実な見込みがないことをそれぞれ認識しつつ、同日午後3時15分、応対した同時計店店主Cに対し、腕時計Xと腕時計Yの購入を申し込んだ。その際、甲は、Cに対し、A本人であると装って本件クレジットカードを手渡した上、Cの求めに応じ、B信販会社の規約に従い利用代金を支払う旨の記載がある売上票用紙の「ご署名（自署）」欄にAの名前をボールペンで記入して手渡した。Cは、その署名を確認し、甲がA本人であって、本件クレジットカードの正当な利用権限を有すると信じ、甲に対して、腕時計Xと腕時計Yを合計60万円で売却した。甲は、購入した腕時計Xと腕時計Yを持って同時計店を出た後、同日午後5時、交際相手と会って、同人に腕時計Yをプレゼントした。
- 4 甲は、同日午後6時、Aと会って本件クレジットカードを返却した。その際、甲は、Aに対して、本件クレジットカードを利用し、腕時計X以外にも、交際相手へプレゼントするために腕時計Yを購入したこと、それらの購入金額の合計が60万円であったことを話した上で、「60万円は絶対支払う。」と言った。Aは、甲が約束を破り、本件クレジットカードを利用して腕時計Yを購入したことから甲に対する怒りを覚えたものの、「使ってしまったものは仕方がない。金の支払を受けられれば良い。」と思い、甲から60万円が支払われるのを待つことにした。
- 5 その後、甲は、Aに支払う60万円を用意するため、複数の知人に借金を申し込んだが、誰からも金を借りられず、60万円を用意できないまま9月25日の給料日を迎えた。甲は、同日、Aに対して、「来月まで支払を待ってほしい。」と頼んだ。Aは、甲の頼みを聞いて、10月25日の給

料日まで甲の支払を待つことにした。その後も、甲は、Aに支払う60万円を用意するため、複数の知人に借金を申し込んだが、誰からも金を借りられず、60万円を用意できないまま10月25日の給料日を迎えた。Aは、同日以降、何度も、甲に対して60万円を支払うように求めたが、甲は、適当な理由をつけてAに金を支払わなかった。そのためAは、甲に対する怒りを募らせた。

11月10日、A名義の銀行口座から、腕時計Xと腕時計Yの代金60万円を含む本件クレジットカードの9月分の利用代金が引き落とされた。高額の出費のため生活費に困ったAは、甲に対する怒りを更に募らせ、甲に対して60万円を支払うように強く求めた。甲は、Aの甲に対する怒りがかなり強くなっていることを知り、同月15日、複数の金融業者から借りて現金60万円を用意し、これをAに支払った。しかし、Aの甲に対する怒りは収まらず、Aは、顔を合わせるたびに甲に対して、「さんざん迷惑掛けやがって。これで済んだと思うなよ。」などと嫌みを言っていた。

6 甲は、11月20日午後8時、知人乙（25歳、男性、身長175センチメートル、体重75キログラム）と飲食店で飲食していたところ、偶然、Aが同店にやって来た。Aは、甲を見付けると、甲に対して、「のんきに飯なんか食いやがって。金もないくせに。」などと嫌みを言い始めた。甲は、Aの言動に嫌気がさし、同店から徒歩で15分の所にある、甲が一人で暮らす甲宅で乙と飲食し直すことにし、同日午後8時5分、Aに気付かれぬようにして、乙と同店を出た。

7 Aは、同日午後8時10分、甲が同店から出たことに気付いて怒り、同店から出て甲を追い掛け、同日午後8時15分、人気のない暗い路上で、乙と歩いている甲に追い付いた。Aは、甲に対して、「こそこそ逃げやがって、この野郎。」と言いながら、甲の顔面を殴ろうとして、右手の拳骨を甲の顔面に向けて突き出した。これに気付いた甲は、Aの右手の拳骨をかわしながら、このままではAから殴られると考え、これを防ぐため、乙に対して、「一緒にAを止めよう。」と言った。乙は、甲がAから殴られるのを防ごうと考え、「分かった。」と答えた。そこで、甲と乙が正面からAに体当たりしたところ、Aは路上に尻餅を付いた。しかし、Aは、すぐに立ち上がり、「この野郎。」と言いながら、再び右手の拳骨で甲の顔面に殴りかかろうとした。甲と乙は、甲がAから殴られるのを防ごうと考え、再び正面からAに体当たりしたところ、Aが路上に仰向けに倒れた。倒れたAは、「なにをするんだ。この野郎。」と大声で言いながら、立ち上がろうとした。その様子を見た甲は、しばらくAを押さえ付けておけばAが落ち着き、Aから殴られることもなくなるだろうと考え、乙に対して、「一緒にAを押さえよう。」と言った。乙は、甲がAから殴られるのを防ごうと考え、甲に対して、「分かった。俺は上半身を押さえるから、下半身を押さええてくれ。」と答えた。

甲は、仰向けに倒れているAの両膝辺りにAの足先の方向を向いてまたがり、Aの両足首を、真上から両手で力を込めて押さえ付けた。乙は、仰向けに倒れているAの腰辺りにAの頭の方向を向いてまたがり、Aの両上腕部を、真上から両手で力を込めて押さえ付けた。しかし、Aは、身体をよじらせながら、「離せ。甲、お前をぶん殴ってやる。絶対に許さない。覚悟しろ。」と甲を大声で罵り、更に力を込めて体をよじらせた。乙は、Aのその様子を見て、甲がAから殴られるのを防ぐためには、Aを痛めつけて大人しくさせるしかないと考えた。そこで、乙は、Aの腰辺りにまたがってAの右上腕部を真上から左手で力を込めて押さえ付けたまま、Aの左上腕部に右膝を力を込めて押し当てた上、傍らに落ちていた石（直径10センチメートルの丸形、重さ800グラム）を右手で拾い、右手に持ったその石で、Aの顔面を力を込めて1発殴った。するとAは失神し、全く動かなくなった。なお、甲は、乙が石を拾ったことや乙が右手に持った石でAの顔面を殴り付けたことを全く認識していなかった。また、乙は、Aの顔面を右手に持った石で殴り付けた際、Aを殺そうともAが死ぬかもしれないとも考えていなかった。

8 甲と乙は、Aが全く動かなくなったためAから離れた。甲は、乙から、右手に持った石でAの顔面を殴ったことを聞いた。甲と乙は、鼻から血を流して全く動かないAの様子を見てAが死んでしまったと思った。甲は、乙に対して、「Aは結婚して妻も子供もいるのにどうしよう。」と言った。乙は、近くに人がいないことを確認した上、甲に対して、「Aが強盗に襲われて死んだように見せ掛けよう。Aの財布を探して捨ててしまおう。」と言った。甲は、乙に対して、「そうしよう。」と

答えたものの、「財布は捨ててもいいが、もったいないから中の現金はもらい、借金の返済に使おう。」と考えていた。しかし、甲は、乙にその考えを話さなかった。甲と乙は、財布を探した。甲は、Aのズボンのポケット内に財布1個があるのを見つけたので、乙に財布を見つけたことを話した上、同ポケットから同財布を取って中を確認したところ、同財布には1万円札4枚の合計4万円が入っていた。甲は、同財布に現金4万円が入っていたことを乙に話した上、現金入りの同財布を、甲の上着ポケットにしまった。乙は、甲が現金入りのまま同財布を捨ててくれると思っていた。

甲と乙は、そのまま甲宅へ向かい、同日午後8時30分、甲宅に到着した。乙は、同日午後9時、帰宅するために甲宅を出た。甲は、同日午後9時5分、甲宅において、上着ポケットにしまったままの現金入りの同財布を取り出して現金4万円を抜き取り自分のものとし、同財布は甲宅の押し入れ内に隠した。

- 9 Aは、同日午後10時頃、失神したまま路上に倒れていたところを通行人に発見され、通報により到着した救急隊員により病院に搬送された。Aは、乙に石で顔面を殴られたことから、全治約1か月間を要する鼻骨骨折の傷害を負った。

辰 巳 法 律 研 究 所

- 東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)
<http://www.tatsumi.co.jp/>
- 横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690 (代表)
- 大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)
- 京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)
- 名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941 (代表)
- 福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040 (代表)
- 岡山 校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335